

宇多津町分別収集計画 (第 1 0 期)

宇多津町住民生活課

令和 4 年 6 月

目 次

1	計画策定の意義-----	1
2	基本的方向-----	1
3	計画期間-----	1
4	対象品目-----	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み-----	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に 関する事項-----	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分-----	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み-----	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法-----	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項-----	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項-----	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項-----	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた経済社会、ライフスタイルを見直し、循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物の最終処分場がひっ迫し、さらに新しい最終処分場の確保は、非常に困難なものになっており、とりわけ当町においては最終処分場を持たず、業者に委託しているという厳しい状況にある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって廃棄物の減量や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ア ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- イ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全に努める
- ウ 住民・事業者・行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,108 t	1,107 t	1,106 t	1,103 t	1,103 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り、積極的なリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食におけるリサイクルの取組やごみ処理方法の見学学習などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

ア 地域社会での集団回収の取り組みの推進

イ 商品過剰包装の抑制、簡易包装を求める意識の啓発

ウ 買い物袋を持参するマイバッグ運動の推進

エ 詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品の積極的な利用の啓発

オ 学校等での積極的なリサイクル運動の実施

カ 転入者に対し、ごみの分別パンフレットを用いて容器包装リサイクルへの理解と協力を呼びかける。（外国人に対しても同様。）

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集の分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主として無色のガラス製容器	ガラスびん
主として茶色のガラス製容器	
その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック容器包装

※「その他紙製容器包装」については、分別区分の「雑誌」として混合収集を実施。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
み
(法第8条第2項第4号)

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
主としてスチール製の容器	17 t	17 t	17 t	16 t	16 t
主としてアルミ製の容器	27 t	27 t	27 t	27 t	27 t
無色のガラス製容器	(合計) 45 t	(合計) 45 t	(合計) 45 t	(合計) 45 t	(合計) 45 t
	(引渡) 45 t (独自処理) 0 t	(引渡) 45 t (独自処理) 0 t	(引渡) 45 t (独自処理) 0 t	(引渡) 45 t (独自処理) 0 t	(引渡) 45 t (独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 40 t	(合計) 40 t	(合計) 40 t	(合計) 40 t	(合計) 40 t
	(引渡) 40 t (独自処理) 0 t	(引渡) 40 t (独自処理) 0 t	(引渡) 40 t (独自処理) 0 t	(引渡) 40 t (独自処理) 0 t	(引渡) 40 t (独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 19 t	(合計) 19 t	(合計) 19 t	(合計) 19 t	(合計) 19 t
	(引渡) 19 t (独自処理) 0 t	(引渡) 19 t (独自処理) 0 t	(引渡) 19 t (独自処理) 0 t	(引渡) 19 t (独自処理) 0 t	(引渡) 19 t (独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
主として段ボール製の容器	146 t	146 t	146 t	145 t	145 t
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 0 t	(合計) 0 t	(合計) 0 t	(合計) 0 t	(合計) 0 t
	(引渡) 0 t (独自処理) 0 t	(引渡) 0 t (独自処理) 0 t	(引渡) 0 t (独自処理) 0 t	(引渡) 0 t (独自処理) 0 t	(引渡) 0 t (独自処理) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 57 t	(合計) 56 t	(合計) 56 t	(合計) 56 t	(合計) 56 t
	(引渡) 0 t (独自処理) 57 t	(引渡) 0 t (独自処理) 56 t	(引渡) 0 t (独自処理) 56 t	(引渡) 0 t (独自処理) 56 t	(引渡) 0 t (独自処理) 56 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 178 t	(合計) 178 t	(合計) 177 t	(合計) 177 t	(合計) 177 t
	(引渡) 0 t (独自処理) 178 t	(引渡) 0 t (独自処理) 178 t	(引渡) 0 t (独自処理) 177 t	(引渡) 0 t (独自処理) 177 t	(引渡) 0 t (独自処理) 177 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率を次のとおり設定する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
18,327人 (対前年度比) 99.74%	18,280人 (対前年度比) 99.74%	18,232人 (対前年度比) 99.74%	18,185人 (対前年度比) 99.74%	18,137人 (対前年度比) 99.74%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会等の住民団体が取り組んでいる集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶	町による定期収集及び公共施設 拠点回収	町又は委託業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	ガラスびん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙容器	紙パック		
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル		
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック容 器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当町においては、分別収集の用に供する施設を持たないため、容器包装廃棄物については分別を行った後、直営で収集運搬を実施し、委託業者に搬入している。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチックコンテナ	平ボディ車	委託業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	裸回収（縛る）	平ボディ車	
段ボール	段ボール	裸回収（縛る）	パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	カンメート（袋）	平ボディ車	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック容器包装	カンメート（袋）	パッカー車	

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- （１）自治会等の再生資源集団回収実施団体に対する支援を継続して実施する。
- （２）自治会が結成されていない地域の方のための分別収集を促進するために資源ごみの集積場所を確保する。
- （３）事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発活動を行う。